

訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 11 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 114 号

訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

訓練生災害見舞金支給規則（昭和 40 年岩手県規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害見舞金の支給額)</p> <p>第 4 条の 2 療養見舞金の支給額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）<u>第 43 条第 1 項各号</u>に掲げる療養（<u>同項第 5 号及び第 6 号</u>に掲げる療養については、やむを得ないと認められるものに限る。）に要する費用について、<u>同法第 43 条ノ 9 第 2 項</u>の規定に基づいて厚生労働大臣が定めるところにより算定して得た額（当該定めがない場合にあっては、現に要した費用の範囲内で必要と認められる額）とする。ただし、現に療養に要した費用の額を超えないものとする。</p> <p>2 療養見舞金以外の災害見舞金の支給額は、次の各号に定める額に各災害見舞金ごとに定める支給日数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 傷病見舞金については、次に掲げる額</p> <p>ア 雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）<u>第 13 条第 2 号</u>の給付金、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和 33 年法律第 158 号）<u>第 18 条第 1 項第 1 号</u>の手当、炭鉱離職者臨時措置法（昭和 34 年法律第 199 号）<u>第 23 条第 1 項第 2 号</u>の職業訓練手当、沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）<u>第 44 条第 1 項第 1 号</u>の職業訓練手当、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和 52 年法律第 94 号）<u>第 7 条第 2 項第 1 号</u>の訓練手当又は特定不況業種離職者臨時措置法（昭和 52 年法律第 95 号）<u>第 13 条第 2 項第 1 号</u>の訓練手当（以下「訓練手当等」という。）の支給を受ける者については、その者の受けるべき訓練手当等のうち基本手当の額（以下「基本手当の額」という。）</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(災害見舞金の支給額)</p> <p>第 4 条の 2 療養見舞金の支給額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）<u>第 63 条第 1 項各号</u>に掲げる療養（<u>同項第 4 号及び第 5 号</u>に掲げる療養については、やむを得ないと認められるものに限る。）に要する費用について、<u>同法第 76 条第 2 項</u>の規定に基づいて厚生労働大臣が定めるところにより算定して得た額（当該定めがない場合にあっては、現に要した費用の範囲内で必要と認められる額）とする。ただし、現に療養に要した費用の額を超えないものとする。</p> <p>2 療養見舞金以外の災害見舞金の支給額は、次の各号に定める額に各災害見舞金ごとに定める支給日数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 傷病見舞金については、次に掲げる額</p> <p>ア 雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）<u>第 18 条第 2 号</u>の給付金、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和 33 年法律第 158 号）<u>第 10 条の 3</u>の給付金、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和 52 年法律第 94 号）<u>第 6 条の 3</u>の給付金又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）<u>第 80 条</u>の給付金（以下「訓練手当等」という。）の支給を受ける者については、その者の受けるべき訓練手当等のうち基本手当の額（以下「基本手当の額」という。）</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。